

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(障害福祉課)

—

○障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

—

○昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二

条の規定による使用料等の額)の一部改正

—

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十四年宮城県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項第二号中「アイシーディーカテゴリー」を「アイシーディーコード」に、並びに身体合併症」を「、身体合併症並びに手帳の交付の有無及び手帳に記載されている障害等級」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「精神保健福祉」を「障害福祉等」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「程度」の下に「及び状態」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号口中「清潔保持」の下に「及び規則正しい生活」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「生活場所」を「生活環境」に改め、同号を同項第六号

とし、同項第四号中「及び症状」を「、症状及び検査所見」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「病歴」の下に「並びに治療の経過及び内容」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 主たる精神障害及び診断書を作成した医療機関の初診年月日

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設条例施行規則(平成十八年宮城県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号を削り、同条中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別記様式中「」を「」に改める。

「」を「」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百五十七号

昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表四の項を削り、同表備考第一号中「得た額」の下に「(以下「算定額」という。)」を加え、「その額が相当額に満たない場合にあつては、当該相当額」を削り、イから八までを次のように改める。

イ 算定額が千円未満の場合において、当該算定額に五十円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該算定額に五十円以上百円未満の端数があるときはその端数金額を

五十円とする処理

ロ 算定額が千円以上十万円未満の場合において、当該算定額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる処理

ハ 算定額が十万円以上百万円未満の場合において、当該算定額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる処理

表備考第二号に次のように加える。

二 算定額が百万円以上の場合には、ロ及びハの規定の例により端数金額を切り捨てる処理
表備考第三号中、「総額が十円以上の場合において、」を「総額に」に改める。